○大網白里市地域介護予防活動補助金交付要綱

平成29年４月３日告示第56号

改正

令和４年３月22日告示第38号

大網白里市地域介護予防活動補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者がいつまでも住み慣れた場所でいきいきと健康で過ごせるよう、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するため、介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の45第１項第２号に規定する地域支援事業として、予算の範囲内において大網白里市地域介護予防活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例（昭和30年条例第４号）及び補助金等に関する規則（昭和51年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第２条　補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、介護予防を目的とする活動を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

（１）　次条各号に規定する活動を週１回以上（初めて補助金の交付の申請をする年度にあっては月２回以上）の頻度で行っている団体であって、当該活動に充てるため会費を徴収しているもの

（２）　大網白里市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者のみで構成され、かつ、構成員の人数がおおむね10人以上の団体

（３）　構成員の８割以上の者が介護保険の第１号被保険者である団体

（４）　地域の住民等が誰でも参加できる団体

（５）　次条に規定する補助対象事業を行う団体として、当該事業を実施する場所及び団体の連絡先を、市民に情報提供することに同意する団体

（６）　定款、規約、会則その他の組織の運営に関する定め（以下「定款等」という。）を有している団体

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助の対象としない。

（１）　政治活動、宗教活動又は営利を目的とした団体

（２）　次条に規定する補助対象事業について、国、地方公共団体等から他の制度による補助金等の交付を受けている団体

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を構成員にもつ団体

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う介護予防を目的とする活動であって次の各号に掲げるものとする。

（１）　運動機能の向上に資する体操（転倒予防のためのストレッチ、バランス運動及び筋力向上運動を含む。）を行う活動（１回当たり当該体操を30分以上実施するものに限る。）

（２）　その他市長が介護予防に資すると認める活動

（補助対象経費等）

第４条　補助金の対象となる経費、内容及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする団体は、大網白里市地域介護予防活動補助金交付申請書（別

記第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年９月末日までに市長に申請するものとする。

（１）　団体概要書（別記第２号様式）

（２）　大網白里市地域介護予防活動実施計画書（別記第３号様式）

（３）　収支予算書（別記第４号様式）

（４）　定款等が記載されている書類の写し

（５）　見積書その他の算出根拠の参考とした資料又はその写し等（市長が必要と認めるものに限る。）

（６）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、大網白里市地域介護予防活動補助金交付決定（却下）通知書（別記第５号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付の条件）

第７条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

（１）　補助対象事業の内容の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止をするときは、市長の承認を受けること（市長が軽微な変更と認める場合を除く。）。

（２）　補助対象事業の継続が困難となったときは、速やかにその理由及び執行状況を市長に報告し、その指示を受けること。

（３）　補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了後５年間保管すること。

（４）　その他市長が必要と認める条件

（補助対象事業の変更等）

第８条　第６条の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、当該交付決定に係る補助対象事業の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、速やかに大網白里市地域介護予防活動補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第６号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、大網白里市地域介護予防活動補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（別記第７号様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。

（状況報告等）

第９条　市長は、必要があると認めるときは、補助団体から補助対象事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

（実績報告）

第10条　補助団体は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、大網白里市地域介護予防活動補助金実績報告書（別記第８号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　大網白里市地域介護予防活動実績調書（別記第９号様式）

（２）　収支決算書（別記第10号様式）

（３）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条　市長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかに内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の額を確定し、大網白里市地域介護予防活動補助金確定通知書（別記第11号様

式）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条　前条の規定による通知を受けた団体は、補助金の交付を受けようとするときは、大網白里市地域介護予防活動補助金交付請求書（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の特例）

第13条　市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。ただし、概算払により交付する補助金の額は、交付決定額の10分の８を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　補助団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、大網白里市地域介護予防活動補助金概算払請求書（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条　市長は、第12条又は前条第２項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第15条　市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）　補助金を第４条に規定する経費以外の目的のために使用したとき。

（３）　交付決定の際に付した条件に従わなかったとき。

（４）　その他市長が補助することが不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、速やかに補助団体に大網白里市地域介護予防活動補助金交付決定取消通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（１）　第11条の規定により補助団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

（２）　前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。

（補則）

第17条　この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年４月１日から適用する。

附　則（令和４年３月22日告示第38号）

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の大網白里市地域介護予防活動補助金交付要綱別表の規定は、令和４年度予算に係る補助金から適用し、令和３年度予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第４条）

経費	内容	補助額
報償費	補助対象事業の実施に当たり必要となる外部講師に対する謝礼金（１回当たり交通費を含め10,000円を限度とする。）	経費の合計額に10分の８を乗じて得た額（その額が現に当該補助対象事業の実施に要した額を超えるときは、当該

消耗品費	補助対象事業の実施に当たり必要となる物品、材料、資料等の用紙の購入費	現に補助対象事業の実施に要した額とする。）（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、80,000円を限度とする。
印刷製本費	補助対象事業を紹介するためのチラシ、パンフレット等の印刷費	
食糧費	補助対象事業の実施に当たり必要となる水分補給のための飲料代	
保険料	補助対象事業の実施に当たり加入する傷害保険等の保険料	
使用料及び賃借料	補助対象事業の実施に当たり使用する施設の使用料及び物品の借上費	
備品購入費	補助対象事業の実施に当たり必要となる備品の購入費（備品１品目当たり20,000円を限度とする。）	